昭和二十八年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	三三三、三〇〇円	一九八、五〇〇円
昭和二十三年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二三六、六〇〇円	一七一、三〇〇円
昭和十八年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	二一五、一〇〇円	一六四、〇〇〇円
昭和十八年四月一日以前に生まれた者	二二七、六〇〇円	一七六、四〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十五年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十四年三月環境省告示第五十七号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第三十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和六十三年四月二日以降に生まれた者	一六〇、四〇〇円	一四四、九〇〇円
昭和五十八年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者	一九三、九〇〇円	一六五、一〇〇円
昭和五十三年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	二二二、五〇〇円	一七七、四〇〇円
昭和四十八年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者	二五二、四〇〇円	一八五、六〇〇円
昭和四十三年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者	二八二、九〇〇円	一八九、二〇〇円
昭和三十八年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、四〇〇円	一八九、六〇〇円
昭和三十三年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	三一一、四〇〇円	一八五、九〇〇円
昭和二十八年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	二九〇、八〇〇円	一七三、七〇〇円
昭和二十三年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二〇七、〇〇〇円	一四九、九〇〇円
昭和十八年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一八八、三〇〇円	一四三、五〇〇円
昭和十八年四月一日以前に生まれた者	一九九、二〇〇円	一五四、三〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十五年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十五年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十五年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十四年三月環境省告示第五十八号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○原子力規制委員会告示第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第二十条の二第三項、国際規制物資の使用等に関する規制（昭和三十六年総理府令第五十号）第四条の二第三項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第一号）の一部を改正する告示

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

「第2条の11の2第1項」の下に「、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第20条の2第1項、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）第4条の2第1項」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○防衛省告示第五十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十五年三月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

「一㈣エ、」を削り、各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち国内航空に従事するものの着陸料の額についての使用料告示一㈠アの規定の適用については、使用料告示一㈠アの規定中、「九百五十円」とあるのは「八百五十円」と、「千三百八十円」とあるのは「千三百三十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

第一号中「平成二十一年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「十分の六」を「二分の一」に改め、第二号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料別）